

【報告資料】

山形県地域年金事業運営調整会議運営要領 改正について

【改正前】

山形県地域年金事業運営調整会議運営要領

- 2 開催 「調整会議は、原則、7月と1月の年2回とし、委員長が召集を求め開催する。ただし、委員長が必要と認めた時は、必要に応じて随時開催することができる。

【改正後】

山形県地域年金事業運営調整会議運営要領

- 2 開催 「調整会議は、原則、7月の年1回とし、委員長が召集を求め開催する。ただし、委員長が必要と認めた時は、必要に応じて随時開催することができる。

山形県地域年金事業運営調整会議設置要綱

(目的・設置)

第1条 国民の公的年金制度に対する理解をより深め制度加入及び保険料納付に結び付けるため、地域・教育・企業などの地域社会に根ざした公的年金制度の啓発・普及を目的とした「地域における年金運営の展開に関する事業」（以下「地域年金展開事業」という。）を効果的に推進し、世代、年齢、地域、職域を超えた社会連帯を図るとともに、支援のネットワークを構築するため、山形年金事務所に山形県地域年金事業運営調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 調整会議は次の事項を所管する。

- (1) 各年金事務所が実施する地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有
- (2) 各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対する意見・助言
- (3) その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

(委員の構成)

第3条 調整会議の構成員（以下「委員」という。）は別添のとおりとし、山形年金事務所長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、期間は翌年度の3月31日とする。ただし再任を妨げない。
- 3 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議は、委員長が召集を求めて開催し、委員長がその議長となる。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の調整会議出席謝金及び旅費)

第7条 委員の調整会議出席謝金及び旅費については、日本年金機構の支払基準に基づき支給する。

(事務局)

第8条 調整会議の庶務を処理するため、事務局を山形年金事務所総務調整課に置く。

(その他)

第9条 調整会議は、原則として公開により開催することとする。ただし、特定の個人情報を取り扱う場合や、公開により率直な意見交換が困難となる場合など、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合には、非公開とができるものとする。

2 その他調整会議の運営に関し必要な事項は、山形年金事務所長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年7月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定に関わらず、山形年金事務所長が召集を求めて開催する。
- 3 この要綱は、令和2年1月29日から施行する。

(別添)

山形県地域年金事業運営調整会議委員

山形年金事務所長は、関係機関（団体）に対して委員の推薦を依頼するなど、適任と認められるものを選定のうえ委嘱する。

上記の主な関係機関（団体）は以下のとおり。

「教育機関」

- ・学識経験者
- ・県教育庁が推薦する者
- ・山形県教育委員会が推薦する者

「関係団体」

- ・山形県社会保険労務士会が推薦する者
- ・山形県年金協会連合会が推薦する者
- ・一般財団法人山形県社会保険協会が推薦する者
- ・全国健康保険協会山形支部が推薦する者
- ・全国国民年金基金山形支部が推薦する者
- ・山形県商工会連合会が推薦する者

「年金委員」

- ・年金委員（職域型）を代表する者及び委員会組織が推薦する者
- ・年金委員（地域型）を代表する者及び委員会組織が推薦する者

「官公庁」

- ・自治体（都道府県、市区町村）
- ・厚生労働省東北厚生局

「その他」

- ・マスコミ関係者
- ・その他山形年金事務所長が適当と認める者

山形県地域年金事業運営調整会議運営要領

1 協議（審議）事項

- (1) 地域年金事業展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有
- (2) 各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対するご意見・助言
- (3) その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

2 開催

調整会議は、原則、~~7月と1月の年~~¹回とし、委員長が参集を求め開催する。
ただし、委員長が必要と認めた時は、必要に応じて隨時開催することができる。

3 議事録等の取り扱い

調整会議における協議の内容等について、議事録または議事要旨を事務局が作成する。
なお、議事録または議事要旨及び会議資料は公開するものとする。

4 その他

事務局は、調整会議において定期された意見・要望等に対し、積極的に事業計画に反映させるほか、回答が必要な事項及び事業の進捗状況等について、適時各委員へ報告する。